



インフルエンザの「治癒証明書」が

「療養報告書」(保護者記入)に変更になります！

今まで、生徒がインフルエンザにかかって登校を再開する場合、再度、医療機関に行って「治癒証明書」を書いてもらう必要がありました。

しかし、今後、新型コロナウイルス感染症の流行とインフルエンザの流行が心配されることから、群馬県では、今シーズンの「治癒証明書」の扱いを変更し、新たな「療養報告書」を提出してもらうことになりました。



インフルエンザと診断され、再登校する際は、「治癒証明書」でなく、「療養報告書」に保護者が記入して学校に提出してください。

- 「療養報告書」の用紙は、今回、全員にお配りします。ご家庭で保管しておいてください。
- 「療養報告書」は本校のホームページからもダウンロードできます。
- 「療養報告書」の記入は保護者が行い、登校を再開する際に学校に提出します。
- 医師の診断で、出席停止の期間（発症後5日）を経過せずに登校が可能となった場合は、「治癒証明書」が必要になります。
- インフルエンザ以外の感染症の場合（水ぼうそう、おたふくかぜ、プール熱、流行性結膜炎等）は、今まで通り「治癒証明書」が必要です。

*詳しくは、本日配布の通知を確認してください。

*ご不明な点がありましたら、学校まで連絡してください。

「手洗い実験」～石けんで手を洗おう～

生徒保健委員会で「手洗い実験」をしました。白く光ったところが汚れです。



【水だけの手洗い】

全体的に汚い。
全然落ちていない。



【石けんをつけて5秒手洗い】

水洗いよりはきれいになった
が、洗い残しが多い。



【石けんをつけて30秒手洗い】

きれいになったが、部分的に
汚れが残っている。

【保健委員の感想より】

「石けんを使って時間をかけないと汚れが落ちない」「30秒以上洗っても汚れているところがあったので、洗い方も大事」「爪・手の甲・指の間の汚れが落ちにくい」

歯科受診率 100%を目指しています！

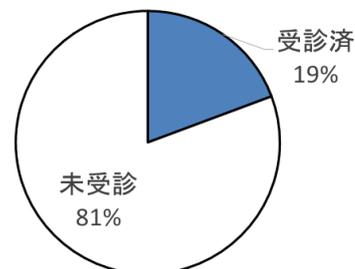
今年の歯科検診で、むし歯や歯肉炎、歯並び等で受診が必要な人は、全校で57名いました。そのうち受診が終わっている人が11名。19%にとどまっています。まだ受診をしていない人は、早めに受診をお願いします。

今週は、保健委員から、歯科受診を各クラスで呼びかけました。また、給食後の歯みがき時に、養護教諭が各クラスを訪問し、歯みがき指導を行いました。

また、保健室では昼休みに、歯の個別指導を進めています。

まずは、必要な治療を受け、日常の歯みがきで、むし歯や歯肉炎を予防していきましょう！

歯科受診状況(9月17日現在)



衣服の調節

寒暖の差が激しく、体調を崩しやすい時期です。

半ズボン姿で「寒い…」と震えている人、鳥肌が立っている人をみかけます。寒い時は、上着や長ズボンを着る、暑くなったら脱ぐ、当然のことです。気温に応じた服装をすることは健康管理の基本です。

